

イベント開催についてのQ & A

【感染防止安全計画を策定するイベントについて】

1. 今後のイベント開催の考え方について教えてください。

(答) ○ 国の基本的対処方針及び県の感染拡大防止対策の改定に伴い、イベントの開催については下図のとおりとなります。

「感染防止安全計画（以下「安全計画」とする。）」を策定し、県による確認を受けた場合には参加人数を収容率100%とすることが可能です。

なお、安全計画を策定しないイベント（その他のイベント）は、今まで通りの基準で開催することになります。

下記の基準は令和3年11月25日以降に開催されるイベントに適用されます。

「感染防止安全計画」 策定イベント		その他のイベント	
収容率	人数上限	収容率	人数上限
100%以内 (※1)	収容定員 まで	大声あり 50%以内 大声なし 100%以内	5,000人 又は 収容定員 50%以内 のいずれか 大きい方 (※2)

※1：「大声なし」の担保が前提

※2：収容率と人数上限の2つを比較してどちらか小さい方が参加人数の上限となります。

(適用例)

会場の 収容定員	大声	収容率に 基づく 人数上限 (①)	基準の人数上限 (②)		参加可能人数 (③) (①と②を比 較して少ない 方)
			5,000人	収容定員 50%以内	
6,000人	あり	3,000人 (50%)	5,000人	3,000人	3,000人
2,000人	なし	2,000人 (100%)	5,000人	1,000人	2,000人

2. 安全計画の策定が必要なイベントはどのようなものでしょうか。

- (答) ○ 参加者が5,000人以上かつ収容率50%以上のイベントについては安全計画を策定の上、県に提出をお願いします。
- 安全計画を策定するイベントは「大声なし」の担保が前提となります。
- なお、「大声」の具体例は以下のとおりです。
- ・ 観客間の大声・長時間の会話
 - ・ スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
- ※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

3. 安全計画はいつまでに提出すればいいですか。

- (答) ○ イベント開催日の2週間前までに提出をお願いします。
- なお、既に企画・調整等が行われている場合は、できるだけ早い段階での相談をお願いします。

4. 既に事前相談を行ったイベントについて、改めて安全計画を提出する必要はありますか。

- (答) ○ 既に事前相談を行ったイベントについては、改めて安全計画を策定する必要はありません。
- ただし、人数上限の変更など開催要件が変更になる場合は安全計画を策定し、県に提出をお願いします。

5. 収容定員が設定されていないイベント（屋外イベントなど）は安全計画を策定する必要がありますが。

- (答) ○ 屋外イベントのように収容定員が設定されていないイベントについては、主催者の見込みが5,000人以上であれば、「安全計画」を策定の上、県に提出をお願いします。

6. 午前・午後・夜間の入替制のイベント、又は数日間に及ぶイベントの場合、参加人員は延べ人数でカウントするのですか。

- (答) ○ イベントの参加人数は、延べ人数ではなく、会場に5,000人超が滞在するか否かで判断してください。
- なお、開催中1回でも5,000人超が想定されれば、県に安全計画の提出をお願いします。

7. 大規模イベント5,000人超は、観客（参加者）数のことをいうのですか。

（答）○ 主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみ計上し、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した人数としています。

8. 県や市町村が企画するイベントも、県に安全計画の提出が必要ですか。

（答）○ 安全計画の策定が必要なイベントであれば、安全計画を策定の上、県に提出をお願いします。

○ 感染拡大防止の観点から、該当イベントに関しては、各保健所等との情報共有を図りますので、御理解願います。

9. 安全計画の提出を受けた場合、県はイベント開催の可否を判断するのですか。

（答）○ 安全計画は、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するものです。

○ 開催の可否については、県等の助言に基づきイベント主催者が決定するものです。

10. 安全計画の提出は、施設管理者とイベント主催者のどちらが主となりますか。

（答）○ 安全計画は原則としてイベント主催者にご提出いただくことを想定しております。

また、施設管理者にご提出いただく場合であっても、内容はイベント主催者がしっかり検討したものを提出願います。

※ イベントの責任者であることや、問題が発生した場合のペナルティーはイベント主催者にかかるため。

11. 安全計画に「ワクチン・検査パッケージ制度に関する実践計画」の項目がありますが、提出する必要はありますか。

（答）○ 当該項目は緊急事態措置やまん延防止等重点措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載するものです。

今後、感染の急拡大により緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象になる可能性を考慮し、10,000人以上の参加者が見込まれるイベントについては、提出をお願いします。

	「感染防止安全計画」策定イベント			その他のイベント	
	収容率	人数上限	備考	収容率	人数上限
緊急事態宣言	100%以内	10,000人	ワクチン・検査パッケージの活用により収容定員まで入場可能	大声あり 50%以内	5,000人
まん延防止等重点措置		20,000人			5,000人
その他都道府県		収容定員まで		大声なし 100%以内	5,000人 又は 収容定員 50%以内 のいずれか 大きい方

【感染防止安全計画を策定しないイベントについて】

12. 2,000人規模のイベントを予定しています。安全計画を策定するイベントには該当しませんが、参加者が1,000人を超えるので、県に事前相談を行う必要はありますか。

- (答) ○ 安全計画を策定しないイベントについては、感染防止策チェックリスト(以下、「チェックリスト」とする。)を作成し、ホームページ等で公表するとともに、イベント終了後1年間保管していただくこととなります。
- 今まで全国的移動を伴うイベントまたは参加者が1,000人以上のイベントを開催する際に行っていた県への事前相談は不要です。

13. 50人程度の会合を予定していますが、チェックリストの作成・公表は必要ですか。

- (答) ○ チェックリストについては、参加人数に関係なく作成し、ホームページ等で広く周知をお願いします。

14. チェックリストはホームページ等で公表することになっていますが、ホームページを作成していない場合はどのように公表すればいいですか。

- (答) ○ 主催者がホームページを作成していない場合や、ホームページでの公表がイベントの性質上適さない場合は、SNSでの公表やイベント会場での掲示、既存連絡網の活用等により対応をお願いします。

15. 収容定員2,000人の会場で、ポップコンサートを収容率上限100%で開催を予定しています。実績疎明資料（過去の公演映像や音声など）をホームページ等で公表する必要がありますか。

(答) ○ チェックリストで収容率を「100%（大声なし）」をチェックし、「その他の特記事項」に「大声なし」とした理由や具体的な対策を記入し、ホームページ等で公表することにより、実績疎明資料等の公表は不要です。

コンサート終了後の結果報告の公表は不要ですが、感染防止策の不徹底など問題が確認されたイベントについては、速やかに結果報告資料を都道府県に提出していただく必要があります。

16. チェックリストで「収容率（上限）」とありますが、収容率はどのように判断すればいいですか。

(答) ○ 収容率の上限は「大声なし」のイベントは収容定員の100%、「大声あり」のイベントは原則として収容定員の50%となります。

○ 観客間の大声・長時間の会話や、スポーツイベントにおける応援歌の合唱のように、反復・継続的に声を発することに対する対策を施さないイベントであれば「大声あり」に該当します。

【感染防止策について】

17. 小中学生対象のイベントでスマホを所持していない場合、接触確認アプリの周知は、どうしたらよいですか。

(答) ○ イベントに同伴する保護者や引率者等に対して、接触確認アプリのインストールを周知するなど、工夫を加えながら定着が図られるようお願いします。

18. イベント参加にあたり、就学前の子どもにもマスクの着用を促す必要はありますか。

(答) ○ 就学前の子どものマスクの着用には注意が必要です。特に、2歳未満では自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため着用は推奨されません。また、2歳以上の場合でも、マスクを着用する場合は、保護者等が子どもの体調に十分注意した上で着用させてください。

○ なお、就学前の子どものイベント参加にあたっては、事前にイベント主催者等に参加要件等を確認の上、適切な対応をお願いします。

19. 緩和適用の条件としてマスク着用100%を担保することとありますが、イベント主催者等がマスクを用意しなければいけませんか。

(答) ○ マスクを持参していない方がいた場合を想定し、主催者側で準備をしていただくようお願いします。なお、無償配布だけでなく販売することも可能です。

20. イベント主催者は、払い戻しの措置等を規定しておくこととありますが、必ず払い戻さなければいけませんか。

(答) ○ 払い戻しを巡るトラブルの未然防止が目的のため、払い戻しの措置を規定できない場合は、その取り扱いを事前に明確化することでも構いません。
ただし、払い戻しやキャンセルができないため、体調不良であっても無理して参加しようという方が発生しないことに留意願います。

21. アーティストが会場で演奏・歌唱しないコンサートを予定していますが、収容率の上限はどのように判断すればいいですか。

(答) ○ 会場でのアーティストの出演の有無は関係なく、大声・歓声が想定されるか否かで判断をお願いします。

アーティストの来場・出演がないコンサート（ライブビューイング、フィルムコンサート等を含む）であっても、大声・歓声が想定されるものであれば、原則として収容定員の50%以内となりますが、主催者等が収容率定員の100%以内が適切と考える場合は、上記15を参照の上、感染防止策チェックリストの作成・公表をお願いします。

22. 野外音楽イベントを予定していますが、開催にあたってはどのような点に注意すればいいでしょうか。

(答) ○ 「大声なし」の場合は、安全計画を策定の上、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催可能です。

○ 「大声あり」に該当する場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）の維持が困難な場合は、開催について慎重な判断をお願いします。

なお、開催する場合は以下の感染防止対策の徹底をお願いします。

- ①「三つの密」が発生しない席（または観覧エリア）の配置
- ②人と人との距離の確保
- ③マスク着用
- ④出演者や参加者等に係る入退場及び行動の管理
- ⑤会場内の消毒 など

23. イベントで飲食物の販売を予定していますが、どのような点に注意すればいい
でしょうか。

(答) ○ イベントで飲食物を販売する場合は以下の点に注意願います。

① 飲食は感染防止対策を取ったエリアに限定

※ 観客席等で飲食する場合は、発声がないことを前提に、食事時以外のマスク着用徹底や、飲食時間の短縮等の対策を取ること。

② 食べ歩きはしないよう注意喚起を行う

③ 持ち帰りを推奨